

茨木市入院時コミュニケーション支援事業に関する実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱（平成27年6月1日実施）に定めるもののほか、茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の要件)

第2 事業者は、現に事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）にサービスを提供している事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を提供している事業者を除く。）であり、茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第6第1項の規定により利用者に通知された事業者が行うものとする。

(手続方法)

第3 事業者は、利用者から利用の申請の相談があれば、茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第5の規定にある茨木市入院時コミュニケーション支援事業委任状兼承諾書に事業者として支援員を派遣することに承諾したことを記し、利用者に渡す。

第4 事業者は、茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第6第1項の規定により支給決定された利用者から利用の申し出があれば、サービス提供事業者として決定されたことを茨木市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第7に規定された地域生活支援事業受給者証により確認を行う。

第5 事業者は、利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用者の同意を得なければならない。また、利用者と利用に関する契約を締結し、サービスを提供するものとする。

(契約支給量の報告等)

第6 事業者は、サービスを提供するときは、当該サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量（以下この項において「契約支給量」という。）、その他の必要な事項（以下この項において「受給者証記載事項」という。）を利用者の地域生活支援事業受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、利用者の支給量を超えてはならない。

3 事業者は、サービスの利用に係る契約をしたとき及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を地域生活支援事業契約内容報告書（様式第1号）により福祉事務所長に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 事業者は、サービス提供量が契約支給量を超えるときは、利用者の支給量の範囲内であるときに限り、利用者が契約している他の事業者との調整により地域生活

支援事業契約支給量臨時調整報告書（様式第2号）を福祉事務所に提出しなければならない。

（給付の内容）

第7 福祉事務所長は、事業者が利用契約を締結した支給決定障害者等に対しコミュニケーション支援を行ったときは、支給決定障害者等から受領委任を受けた事業者からの請求に基づき、茨木市入院時コミュニケーション支援事業給付費（第7第2項、第9第1項及び第9第2項において「コミュニケーション支援事業給付費」という。）として支給するものとする。

2 コミュニケーション支援事業給付費は、30分あたり850円とする。

（交通費の支払い）

第8 事業者は、市外でサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

2 事業者は、前項の交通費の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。

（請求及び給付費の支払い）

第9 コミュニケーション支援事業給付費の支払い方法については、支援事業者への受領委任払いとし茨木市入院時コミュニケーション支援事業給付費請求書（様式第3号）に茨木市入院時コミュニケーション支援事業実績記録票（様式第4号）の写しを添えて、利用のあった月の翌月10日までに福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の請求があった場合には、審査の上、請求のあった翌月末までにコミュニケーション支援事業給付費を支給する。

（給付費の返還）

第10 福祉事務所長は、事業者が虚偽その他の不正な手段により第9に規定する給付費の支払いを受けた場合は、当該事業者から給付費の返還を求めることができる。

（順守事項）

第11 事業者は、利用者が入院している医療機関のスタッフとの意思疎通が円滑に図れるよう利用者と意思疎通を十分に行うことができる者を派遣し、意思疎通に要する支援を適切かつ効果的に行うこと。

2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

6 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさ

せてはならない。

7 事業者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

8 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査等)

第12 福祉事務所長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、事業者に対して事業にかかる報告及び書類の提示を命じ、又は当該事業者に立ち入り、支援員に対して必要な調査を行うことができる。

(その他)

第13 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。